

中京区選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法第30条の3第2項の規定により指定した指定在外選挙投票区を次のとおり変更したので、同法施行令第23条の2第2項の規定に基づき告示します。

令和元年11月6日

中京区選挙管理委員会  
委員長 富森祥夫

	指定在外選挙投票区	備考
変更前	第14投票区	
変更後	第7投票区	令和元年11月6日変更

(中京区選挙管理委員会事務局)